

第37回建設業経理士検定試験

1級財務諸表試験問題

注意事項

1. 解答は、解答用紙に指定された解答欄内に記入してください。解答欄外に記入されているものは採点しません。
2. 金額の記入にあたっては、以下のとおりとし、1ますごとに数字を記入してください。

↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
一	千	百	十	一	千	百	十	一
億	万	万	万	万	の	の	の	の
の	の	の	の	の	位	位	位	位
位	位	位	位	位				

3. 解答は、指定したワク内に明瞭に記入してください。判読し難い文字が記入されている場合、その解答欄については採点しません。
4. 消費税については、設問で消費税に関する指示がある場合のみ、これを考慮した解答を作成してください。
5. 解答用紙には、氏名・受験番号シール貼付欄が2カ所あります。2カ所とも、氏名はカタカナで記入し、受験番号は受験票に付いている受験番号シールを貼ってください。なお、受験番号シールがないときは、自筆で受験番号を記入してください。
(氏名・受験番号が正しく表示されていないと、採点できない場合があります。)

〔第1問〕 資産評価基準に関する次の問に解答しなさい。各問ともに指定した字数以内で記入すること。

(20点)

問1 資産評価基準としての原価基準と時価基準とを説明しなさい。(300字以内)

問2 原価時価比較低価基準において、原価と比較される時価として、正味実現可能価額を用いた場合と再調達原価を用いた場合とでは、低価基準適用の根拠にどのような違いが生じるのかを説明しなさい。(200字以内)

〔第2問〕 建設業会計における長期請負工事の収益認識に関する次の文章の [] に入れるべき最も適当な用語を下記の〈用語群〉の中から選び、その記号(ア～チ)を解答用紙の所定の欄に記入しなさい。(14点)

会計期末に工事進行の程度([1])を見積り、 [1] に応じて当期の工事収益を認識する方法は、一般に [2] とよばれ、長期請負工事の収益認識基準として発生主義を適用した典型的な例である。

工事の収益が工事の各段階を通じて徐々に形成されると考えるかぎり、2会計期間以上にまたがる工事について、この工事収益の全額を引渡時点で計上する(これを [3] という)ことは合理的でない。 [3] によれば、工事収益はすべて引渡し期間に帰属することとなり、収益額の期間配分が不公平なものとなり、その結果、期間利益の指標性が著しく損なわれる。 [2] を適用することによって、このような工事収益の期間配分の不合理を回避することができる。また、請負工事においては、通常、契約によって工事の買取および工事代金の大きさが事前に取り決められている。このような契約の存在が、工事段階における収益の計上に客観的な証拠を提供しているといえる。このように、収益の [4] の合理性と請負工事であるという [5] の2点が、 [2] の適用を合理的なものとする実質的基盤を形成している。

他方、長期請負工事の収益については実現主義による認識基準もあり、これに属する基準として [3] と [6] の二つをあげることができる。「実現」という用語は、販売行為を通じて、 [7] が貨幣もしくは貨幣請求権に転化することを意味する。この意味に企業会計原則等における実現主義に関する記述を加味して考慮すると、実現の意味は次の2点に要約できる。

- ① 明確な買取意思に裏付けられた [7] の提供
- ② その対価としての [8] (現金および売上債権)の流入

実現主義に属する収益計上基準を適用する場合には、これら二つの条件が満たされる時点で収益が計上されなければならない。

〈用語群〉

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| ア 工事進行基準 | イ 工事完成基準 | ウ 延払基準 | エ 計算の確実性 |
| オ 収益の客観性 | カ 固定資金 | キ 流動資金 | ク 総額請負契約 |
| コ 単価精算契約 | サ 工事進捗度 | シ 原価補償契約 | ス 財・用役 |
| セ 債権・債務 | ソ 収益・費用 | タ 計算基準 | チ 期間帰属 |

〔第3問〕 財務会計に関するわが国の基本的な考え方に照らして、以下の各文章（1～8）のうち、全体が正しいと認められるものには「A」、認められないものには「B」を解答用紙の所定の欄に記入しなさい。（16点）

1. 受取利息を入金時に認識してきたため、期末に期間未経過のもの（前受分）が含まれていたが、その金額が相対的に小さいために期末整理を行わず、その全額を当期の損益計算に収益として計上した。
2. 正規の簿記の原則は、帳簿記録の網羅性、検証可能性および秩序性を要請すると同時に、財務諸表がかかる会計記録に基づいて作成されるべきことを求めたものである。ここにいう記録の網羅性とは、どんな取引項目も完全に記録することを求めている。
3. 明瞭性の原則は、財務諸表の利用者が広く社会の各階層に及んでいる事実認識を前提に、財務諸表の形式に関し、目的適合性、概観性と詳細性の調和、表示形式の個別性など、一定の要件を満たすことを要請する規範理念である。
4. 保有していた自己株式を売却したが、その際に処分差損が発生した。当該差損を資本剰余金から減額したが、減額しきれなかったため、不足分を利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額した。
5. 当期（決算日：3月31日）の10月1日に社債（償還期間3年）を発行し、その際に募集広告費等に¥300,000支出した。これを社債発行費として繰延処理し、定額法で償却することとした。これにより、当期の決算時に償却費¥100,000を計上した。
6. 新株予約権付社債を発行し、その払込金額（社債と新株予約権の合計額）をもって新株予約権付社債として会計処理した。
7. 建設業を事業目的としている当社は、短期売買（トレーディング）目的で甲社株式を購入した。なお、キャッシュ・フロー計算書において、当該売買にかかるキャッシュ・フローは、その保有目的に合わせて営業活動によるキャッシュ・フローの区分に計上した。
8. 機械装置の減価償却方法を、正当な理由により、定額法から定率法に変更した。減価償却方法の変更は会計方針の変更に該当するので、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に従い遡及処理を適用した。

〔第4問〕 次の<資料>に基づき下の設問に解答しなさい。なお、使用する勘定科目は下記の<勘定科目群>から選び、その記号（ア～コ）と勘定科目を書くこと。（14点）

<資料>

当社（決算日：3月31日）は、20×4年4月1日にA社発行の固定利付社債を5,000,000円（償還期日：20×7年3月31日）で購入し、これをその他有価証券に分類した。購入と同時に、当該社債の価格変動リスクをヘッジするために、同一数量のA社社債について先渡契約（決済日：20×7年3月31日、決済価額：5,000,000円、売り予約）を締結した。その後、市場利子率の上昇により、20×5年3月31日のA社社債の時価は4,865,000円、先渡契約の時価は135,000円となった。なお、先渡契約の締結にかかる手数料はゼロとし、繰延ヘッジ、時価ヘッジともに、実効税率を30%として税効果会計を適用する。

問1 繰延ヘッジをした場合の20×4年度決算時（20×5年3月31日）の仕訳を、社債に係る仕訳と先渡契約に係る仕訳とに分けて答えなさい。

問2 時価ヘッジをした場合の20×4年度決算時（20×5年3月31日）の仕訳を、社債に係る仕訳と先渡契約に係る仕訳とに分けて答えなさい。

<勘定科目群>

ア 先渡契約	イ 先渡契約損益	ウ 繰延ヘッジ損益	エ 法人税等調整額
オ その他有価証券	カ 繰延税金資産	キ 繰延税金負債	ク その他有価証券評価差額金
コ 有価証券評価損益			

〔第5問〕 次の〈決算整理事項等〉に基づき、解答用紙に示されているX建設株式会社の当会計年度（20×4年4月1日～20×5年3月31日）に係る精算表を完成しなさい。

ただし、計算過程で端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てること。なお、整理の過程で新たに生じる勘定科目で、精算表上に指定されている科目は、そこに記入すること。（36点）

〈決算整理事項等〉

1. 機械装置（同一機種で3台）は、20×2年4月1日に取得し、同日より使用を開始したものであり、取得した時点での条件は次のとおりである。

取得原価 90,000千円 耐用年数 5年 残存価額 ゼロ 減価償却方法 定額法

当期首、これらの機械装置のうち1台に不具合が発生し、大幅な部品交換を行うことによって修理した。この修理の結果、当該機械装置の耐用年数が1年延長された。修理に要した費用総額は8,000千円であり、このうち当該機械装置の性能回復に要した費用は5,000千円と見積もられる。修理時に行った処理は次のとおりである（処理の単位は千円）。

（借） 仮払金 8,000 （貸） 現金預金 8,000

上の処理を修正すると共に、すべての機械装置について当期の減価償却費を計上する。なお、減価償却費および機械装置の性能回復に要した費用は未成工事支出金に計上すること。

2. 投資有価証券はすべて当期首に、額面100円につき98.5円で購入したB社社債（額面金額：40,000千円、年利：2.0%、利払日：毎年9月と3月の末日、償還期日：20×9年3月31日）である。ただし、額面金額と取得価額との差額は金利の調整と認められる。この社債は其他有価証券に分類されており、期末の時価は39,380千円である。償却原価法（定額法）を適用するとともに評価替えを行う。また、其他有価証券評価差額金については、実効税率を30%として税効果会計を適用する。

3. 定期預金は、20×3年4月1日に、元金20,000千円、年利1.0%、元利継続式（元利金を毎年継続して預入する方式）3年の契約で預け入れたものである。なお、利息の未収額については、毎年の決算整理において元金に加算している。

4. 退職給付引当金への当期繰入額は8,625千円であり、このうち7,389千円は工事原価、1,236千円は販売費及び一般管理費である。なお、現場作業員の退職給付引当金については、月次原価計算で月額620千円の予定計算を実施しており、20×5年3月までの毎月の予定額は、未成工事支出金の借方と退職給付引当金の貸方にすでに計上されている。この予定計上額と実際発生額との差額は未成工事支出金に加減する。

5. 期末時点で施工中の工事は次の工事だけであり、収益認識には原価比例法による工事進行基準を適用している。工事期間は4年（20×2年4月1日～20×6年3月31日）、当初契約時の工事収益総額は960,000千円、工事原価総額の見積額は700,000千円で、前受金として着手前に300,000千円、第2期末に200,000千円をそれぞれ受領している。

当期末までの工事原価発生額は、第1期が165,000千円、第2期が171,000千円、第3期（当期）が211,500千円であった。資材価格と人件費の高騰により、第3期首（当期首）に工事原価総額の見積りを750,000千円に変更するとともに、交渉により、請負工事代金総額を1,000,000千円とすることが認められた。

6. 電子記録債権の期末残高に対して2.0%、完成工事未収入金の期末残高に対して3.0%の貸倒引当金をそれぞれ設定する（差額補充法）。このうち1,500千円については税務上損金算入が認められないため、実効税率を30%として税効果会計を適用する。

7. 当期の完成工事高に対して0.5%の完成工事補償引当金を設定する（差額補充法）。

8. 法人税、住民税及び事業税と未払法人税等を計上する。なお、実効税率は30%とする。

9. 税効果を考慮した上で、当期純損益を計上する。